# 埼玉県土木工事監督要綱

制定 昭和43年10月31日 改正 昭和61年5月1日 改正 平成4年4月1日 改正 平成8年5月1日 改正 平成12年10月1日 改正 平成15年4月1日 改正 平成15年6月2日 平成19年4月1日 改正 改正 平成21年4月1日 改正 平成23年4月1日 改正 平成24年4月1日 改正 平成26年4月1日 改正 平成27年4月1日 改正 平成28年4月1日 改正 平成31年4月1日 改正 令和3年4月1日

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、埼玉県が発注する土木工事の適正かつ円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# (監督員の構成)

- 第2条 監督員は、総括監督員と担当監督員により構成する。
- 2 総括監督員は主査級職、担当監督員は一般職から指定することを原則とし、 発注課所の職制に応じて適宜変更する。

#### (監督員の業務)

- 第3条 総括監督員の業務は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるもの。

- (2) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)のうち、総括監督員が必要と認めるもの。
- (3) 工事の内容変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合の 所属長に対する報告。
- (4) 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整の処理。
- (5) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握。
- (6) その他総括監督員が必要と認める事項。
- 2 担当監督員の業務は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 受注者に対する指示、承諾又は協議。
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾。
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む)。
  - (4) 監督業務全般についての総括監督員への報告。
  - (5) その他総括監督員の指示する事項。

#### (監督員の心構え)

第4条 監督員は、厳正かつ公平に工事の監督に当たらなければならない。

## (現場状況の熟知)

第5条 監督員は、あらかじめ当該工事に係る請負契約書、設計図書、検査技術 基準その他関係法規等を十分理解するとともに、工事現場の状況を熟知して、 工事が完全に施工されるよう努めなければならない。

## (設計図書と工事現場の状態との不一致等)

- 第6条 監督員は、次に掲げる各号の一に該当するときは、速やかに意見を付して、所属長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。
  - (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合。
  - (2) 設計図書の表示が明確でない場合。
  - (3) 設計図書の内容が相互に符合しない場合。

(4) 地盤等について予期しない状態を発見した場合。

# (事前打ち合わせ)

第7条 監督員は、工事着手前に受注者に当該工事の内容を正確に説明するとと もに、施設の位置、工法等について、打合せしなければならない。

## (関連工事との調整)

第8条 監督員は、関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要 に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行わなければな らない。

# (安全等の確保)

第9条 監督員は、工事の施工に当たって公衆の生命及び財産に関する危害等の 防止、水利及び交通の安全の確保、並びに、環境保全等に努めるよう受注者を 指導しなければならない。

# (地元住民への配慮)

第10条 監督員は、工事の施工に当たり、地元住民が受ける影響の把握に努め、 苦情等があった場合は事実を調査し、所属長に報告しなければならない。

#### (監督員の引継)

第11条 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、これを所属長に報告しなければならない。

#### (備付け書類等)

- 第12条 監督員は、工事施工に関する次の各号に定める書類等を整備しておかなければならない。
  - (1) 設計図書
  - (2) 現場代理人等通知書
  - (3) 工事工程表及び施工計画書
  - (4) 材料承諾書
  - (5) 工事記録
  - (6) 工事写真

- (7) 出来高管理図
- (8) 品質管理表
- (9) 現場発生品調書
- (10)工事完成通知書
- (11)その他必要な資料

# (現場代理人等通知書)

第13条 監督員は、現場代理人等通知書が提出されたときは、記載内容について 十分検討し、所属長に報告しなければならない。

# (工事工程表及び施工計画書)

第14条 監督員は、工事工程表及び施工計画書が提出されたときは、その内容を 十分検討し所属長に報告しなければならない。

# (施工体制の確認)

第15条 監督員は、「工事現場等における施工体制の確認要領」に基づき、施工 体制の確認を行わなければならない。

#### (工事記録)

第16条 監督員は、受注者に対し指示又は承諾、協議する必要がある場合は、工 事記録に記入して記録として残さなければならない。

#### (中間前金払)

第17条 監督員は、中間前金払の<mark>認定</mark>請求書が提出されたときは、速やかに工事 の出来高を確認し、所属長に報告しなければならない。

#### (部分払)

第18条 監督員は、部分払検査請求書が提出されたときは、速やかに既成部分に 係わる書類及び現場を精査の上、出来高調書を作成し、所属長に報告しなけれ ばならない。

#### (工事完成通知書)

第19条 監督員は、工事完成通知書が提出されたときは、速やかに工事施工に関

する書類及び現場を精査し、所属長に報告しなければならない。

# (工事の促進)

- 第20条 監督員は、受注者からの履行報告又は工事工程表に基づき、常に工事の管理状況を把握し、遅延のおそれのあるときは、受注者に厳重に注意をし、その旨を所属長に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災その他やむを得ない理由により工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに所属長に報告しなければならない。

# (改造請求)

- 第21条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないときは、受注者に対し、 改造を請求しなければならない。ただし、重大なものについては、所属長に報 告し、指示を受けなければならない。
- 2 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して 確認することとする。

# (施工検査)

第22条 監督員は、埼玉県土木工事共通仕様書等に定められた検査及び立会いについては、受注者立会いの上、検査及び立会いを行わなければならない。ただし、重要構造物を除き、写真等による確認が可能な場合は、検査の一部を省略できるものとする。

#### (施工確認)

第23条 監督員は、設計図書に示された施工段階において別表2に定める工種のほか、完成時に明視できなくなる部分については、臨場等により確認を行わなければならない。

# (施工把握)

第24条 監督員は、主要な工種について別表3に定める工種のほか、適宜臨場等により把握を行い、工事記録に残さなければならない。

## (緊急措置)

- 第25条 監督員は、事故又は災害防止等のため受注者に対し緊急やむを得ず臨機 の措置を執らせる必要があると認めるときは、所属長に報告しその措置につい て、必要な指示を受けなければならない。
- 2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、緊急に受注者に臨機の措置を 執らせたとき、又は受注者から緊急やむを得ず臨機の措置を執った旨の報告を 受けたときは、速やかにその顛末を所属長に報告しなければならない。

# (工事の変更中止等)

第26条 監督員は、設計変更、又は工事の一時中止、若しくは打切りの必要があると認めるときは、速やかに事由を付して所属長に報告した後に、工事記録により受注者に対し指示を行わなければならない。

## (検査の同行)

第27条 総括監督員は工事検査員の行う検査に、担当監督員は工事検査員又は検査員の行う検査に同行し、協力して受注者の工事を検査しなければならない。

# (工期の延長)

第28条 監督員は、工期延期届が提出されたときは、速やかに内容を調査の上、 意見を付して所属長に報告しなければならない。

# (契約の不履行)

- 第29条 監督員は、受注者が正当の理由なくして工事に着手しないとき、又は中止しているとき、その他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、これを所属長に報告しなければならない。
- 2 監督員は、受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、所属長に報告しなければならない。

#### (貸与品及び支給材料)

第30条 監督員は、貸与品及び支給材料について受注者の保管及び使用状況を常に把握し、受注者の故意又は過失によって貸与品及び支給材料が滅失又はき損したときは、所属長に報告し、指示を受けなければならない。

## (くい切取り承諾)

第31条 監督員は、工事記録によりくい切取り承諾願が提出されたときは、十分 その内容を検討し、所属長に報告し、所属長の承諾を受けた後でなければ施工 させてはならない。

# (現場代理人等の変更)

第32条 監督員は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等について、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められ、その交替を求めようとするときは、所属長の承諾を受けなければならない。

# (現場発生品の処理)

第33条 監督員は、現場発生品について建設工事施工に伴う現場発生品の取扱い 要領により処理しなければならない。

# (建設副産物の適正処理状況)

第34条 監督員は、建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票等により、適正に処理されているか把握しなければならない。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握しなければならない。

# (工事目的物の損害)

- 第35条 監督員は、工事の施工に関し、天災その他不可抗力によって損害を生じたときは、実情を調査し、意見を付して所属長に報告しなければならない。
- 2 監督員は、一般的な工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた 場合は、その原因、損害の状況等を調査し、意見を付して所属長に報告しなけ ればならない。

# (第三者に及ぼした損害)

第36条 監督員は、工事施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、これに意見を付して所属長に報告しなければならない。

## (材料承諾書)

- 第37条 監督員は、受注者に材料承諾書の提出を求め、材料の仕様を確認し、所属長に報告しなければならない。
- 2 工事に使用する前に監督員による事前確認を求める材料(埼玉県土木工事共通仕様書第2編第1章第2節第6項の表2-1-1に定めるもの)及び使用する前に監督員の検査又は確認を求める工事材料として特記仕様書等の設計図書に明示された材料以外の材料についても、主要なものは材料承諾書に記載を求めることとする。このときJIS製品については備考欄にJIS製品等である旨を記載させ、日本工業規格の表示を認証する書類(日本工業規格の表示を認定する書類)の添付を求めることとする。その他の規格品もこれに準じる。
- 3 レディーミクストコンクリートは併せて配合計画を求めることとする。
- 4 使用する材料が県産品ではないときは、その理由を確認する。

# (事前確認が必要な工事材料)

- 第38条 事前確認を求める材料は、その確認方法(受入時確認、工場確認など)を設計図書に明示するものとする。なお、JIS製品等の品質が保証されている材料については原則として事前確認を求めず、材料承諾書及びその添付資料で確認するものとする。
- 2 監督員は、受注者から事前確認を求められたときは、速やかにこれに応じ、 数量、品質、形状寸法等を確認しなければならない。
- 3 監督員は、事前確認の結果、合格した材料、不合格の材料、未検査の材料の 区分を明確にし、不合格の材料は、速やかに工事現場の外に搬出させるととも に、速やかに所属長に報告しなければならない。

#### (受入時の事前確認)

第39条 使用後では品質を確認できない工事材料 (レディーミクストコンクリートの受入検査、芝の根や土の状態、樹木の根の状態など。) については、工事現場において受入時に事前確認を行う。

#### (工場での事前確認)

第40条 工場等で品質確認を行う必要がある工事材料とは、JIS製品以外のもの、 公的試験機関での試験成績証明のないものなどで、試験のための設備が工場等 でなければ整わないものは、事前確認を工場等で行うこととする。該当する工 事材料の例を別表に示す。

# (工場での事前確認を行うときの手続き)

- 第41条 別表1の例にある工事材料の品質検査を工場等で行う時の手続きは、次の各項のとおりとする。
- 2 所属長は、検査を工場等で行うことの必要性について、起工時に担当事業課長に協議する。
- 3 本庁で発注する工事にあっては、担当事業課長への協議は必要としない。
- 4 特記仕様書等の設計図書に工場等で検査を行う定めがない場合で、契約後に 工場等で検査または確認を行う必要が生じたときは、直ちに担当事業課長へ協 議する。
- 5 工場等で行う材料検査の検査員は複数とし、原則として監督員と同一グルー プ以外の職員とする。
- 6 監督員は、工場等材料検査命令伺いを所属長に提出し、その命令を受けた後 に検査を行う。
- 7 工場製作を伴う工事で、中間検査や完成検査を工場等で行う時は、本条を適 用しない。

別表1 工場等で行う必要がある工事材料の有無の例

種別	品目	工場等での検査が必要なもの		
	一般用細骨材			
	埋戻し用砂質土			
	蛇篭詰石			
	砕石			
石材	切込砕石			
	粒調砕石	 必要なし。		
	再生砕石			
	裏込用砕石			
	山ズリ			
木材	素材			
/N/1/1	製材			
	鋼矢板			
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS 製品ではないもの。		
	一般構造用炭素鋼鋼管	公的証明のないもの。		
金属材料	鋼管杭			
並偶的科	鋼管セグメント	──公的証明のないもの。 ──公的証明のないもの。		
	ダクタイル鋳鉄管			
	鉄製かご	一必要なし。		
	ひし形金網	少女なし。		
	レディーミクストコンクリート	○適マークのないもの。 JIS 製品でないもの。 (受入検査は実施する。)		
	鉄筋コンクリートU型、L型			
	コンクリート境界ブロック類			
コンクリー ト製品	- 鉄筋コンクリート組立土留め			
下表面	組合せ暗渠ブロック	─   JIS 製品ではないもの。		
	遠心力鉄筋コンクリート管	公的証明のないもの。		
	鉄筋コンクリート杭、PHC杭			
	コンクリート矢板			
	PC桁			

種別	品目	工場等での検査が必要なもの	
	護岸用コンクリートブロック		
	側溝蓋		
	推進用鉄筋コンクリート管		
コンクリー ト製品	ボックスカルバート		
	L型擁壁	公的証明のないもの。	
	特殊円形水路		
	緊張、組立歩道		
	アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査の認定ではない	
アスファ ルト材料	安定処理構造物	もの。公的証明のないもの。	
	アスファルト乳剤		
	道路標識		
	区画線		
道路	道路照明施設	必要なし。	
付属物	防止、防護柵類		
	橋梁高欄		
	歩道用タイル		
	芝	必要なし。	
その他	樹木	(受入検査は実施する。)	
- C V / TILL	土木安定シート	必要なし。	
	硬質塩化ビニル管	心女な し。	

# 段階確認一覧表

一般:一般監督 重点:重点監督

	T	T	T	重点:重点監督
種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	1回/1工事
河川·砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土 (岩) 質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工(路床盛 土工) 舗装工(下層路盤)		プルーフローリ ング実施時	プルーフローリング 実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理·路 床安定処理	   処理完了時 	使用材料、基準高、幅、 延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、 施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
バーチカルドレー ン工	サンドドレーン 袋詰式サンドド レーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	ペーパドレーン	施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
締固め改良工	サンドコンパク ションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭 径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、 杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本
	鋼矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板+ 一般:1回/150枚
矢板工   (任意仮設を除		打込み完了時	基準高、変位	重点:1回/100枚
<)	鋼管矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接 部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本
		打込み完了時	基準高、変位	重点:1回/50本
既製杭工	既製コンクリー ト杭	打込み時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力	
	鋼管杭 H鋼杭	打込み完了時(打 込み杭)	基準高、偏心量	試験杭+ 一般:1回/10本
		掘削完了時(中掘 杭)	掘削長さ、杭の先端土 質	重点:1回/5本
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシン グ杭 アースドリル杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
	大口径杭	鉄筋組立て完了 時	使用材料、設計図書と の対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立て完了 時	使用材料、設計図書と の対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回/3本 重点:全数
オープンケーソン 基礎工		鉄香据付け完了 時	使用材料、施工位置	
ニューマチックケーソン基礎工		本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケー	支持層	1回/1構造物
		ソン) 土 (岩) 質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	   使用材料、設計図書と   の対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込み時	使用材料、長さ、溶接 部の適否、支持力	試験杭+   一般:1回/10本
		打込み完了時	基準高、偏心量	重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
舗装工	路面切削工	切削完了時	厚さ、幅	一般:1回/1工事 重点:1回/3000 m2
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
護岸工	法覆工(覆土施工	覆土前	設計図書との対比(不	1回/1工事
	がある場合) 基礎工・根固工	設置完了時	可視部分の出来形) 設計図書との対比(不	1回/1工事
重要構造物 函渠工(樋門・ 樋管含む)		土(岩)質の変化した時	可視部分の出来形)   土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
躯体工(橋台) RC 躯体工(橋脚)		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
橋脚フーチング 工		鉄筋組立て完了 時	使用材料、設計図書と の対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC 躯体工		香座の位置決定 時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了 時	使用材料、設計図書と の対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省 略となる場合を 除く)	キャンバー、寸法等	一般: - 重点:1回/1構造物
ポストテンション T (I) 桁製作工 プレビーム桁製作 エ		プレストレスト 導入完了時 横締め作業完了 時	設計図書との対比	一般: 5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工		プレストレスト 導入完了時 縦締め作業完了 時	設計図書との対比	一般: 10%程度/総ケーブル数 重点: 20%程度/総ケーブル数
PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作 エ 床版・横組工		PC 鋼線・鉄筋組 立て完了時 (工場製作を除 く)	使用材料、設計図書と の対比	一般:30%程度/総ケーブル数 重点:60%程度/総ケーブル数
トンネル掘削工		土 (岩) 質の変化 した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹き付けコンクリー ト厚、ロックボルト打 ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打 設前	卷立空間	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造 の変化毎の頻度の多い 方 ※重点監督:地山等級がD、E のもの 一般監督:重点監督以外
		コンクリート打 設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
トンネルインバー トエ		鉄筋組立て完了 時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着 アンカー穿孔完 了時	削孔長、径、間隔、孔 内状況	1回/1構造物
	鋼板取付け工、固 定アンカーエ	鋼板建込み固定 アンカー完了時	施工図との照合、材片 の組合せ精度	1回/1構造物
	現場溶接工現場塗装工	溶接前	仮付け溶接前の開先 面の清掃と乾燥状況 ・材片の組合せ状況、 仮付け溶接の寸法・外 観状況	1回/1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
		塗装前	鋼板面の素地調整状 況	1回/1構造物
		塗装完了時	外観状況	1四/11件20
ダムエ	工事ごと別途定め	3	工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお、1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

·一般監督:重点監督以外の工事

重点監督:下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ 低入札工事

ホ その他

# 施工状況把握一覧表

一般: 一般監督 重点: 重点監督

	T			重点: 重点監督
種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
#-プンケーソン基礎エ =ューマチックケーソン 基礎工 深礎工 場所打杭工	リハ゛ース杭 オールケーシンク゛ 杭 アースト゛リル杭	コンクリート打設時コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温 品質規格、運搬時間、	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット 一般:1回/1構造物
	/ = ^		打設順序、天候、気温	重点:1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を 含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁 砂防ダム 堰本体援 排水機場本体工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
** ストテンションT(I)桁 製作工 プレビーム桁製作工 PC ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押出し箱桁		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
トンネルエ		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般:1回/支保工変更毎 重点:1回/支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督:地山等級が D,E のもの 一般監督:重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般:1回/1工事 重点:2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般:1回/1工事 重点:1回/3000 m2

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダムエ	各工事ごと別途	全定める	各工事ごと別途定める	

- 注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限 として設定することとする。
  - ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
  - 一般監督:重点監督以外の工事
  - ・重点監督:下記の工事
    - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
    - ロ 施工条件が厳しい工事
    - ハ 第三者に対する影響のある工事
    - 二 低入札工事
    - ホ その他

埼玉県土木工事監督要綱の条文「所属長」とあるのを下記のとおり読替えるものとする。

		区分		
条番号	内容	所長 課長	部長 担当部長 主幹	
第6条	設計図書と工事現場の状態との不一致等		工工等计	
第10条	地元住民への配慮	0		
第11条	監督員の引継		0	
第13条	現場代理人等通知書		0	
第14条	工事工程表及び施工計画書		0	
第17条	中間前金払	0		
第18条	部分払	0		
第19条	工事完成通知書	0		
第 <mark>20</mark> 条	工事の促進		0	
第 <mark>21</mark> 条	改造請求		0	
第 <mark>25</mark> 条	緊急措置	$\circ$		
第 <mark>26</mark> 条	工事の変更中止等	$\circ$		
第 <mark>28</mark> 条	工期の延長	0		
第 <mark>2</mark> 9条	契約の不履行	0		
第 <mark>30</mark> 条	貸与品及び支給材料		0	
第31条	くい切取り承諾		0	
第 <mark>32</mark> 条	現場代理人等の変更		0	
第 <mark>35</mark> 条	工事目的物の損害	0		
第 <mark>36</mark> 条	第三者に及ぼした損害	0		
第 <mark>37</mark> 条	材料承諾書		0	
第 <mark>38</mark> 条	不合格の材料		0	
第 <mark>41</mark> 条	工場等材料検査命令伺い	0		